

第四十回国 参議院 商工委員会 會議 録 第五号

昭和三十七年二月二十日(火曜日)

午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 武藤 常介君
理事

川上 為治君
劍木 亨弘君
中田 吉雄君
上原 正吉君
大泉 寛三君
岸田 幸雄君
吉武 恵市君
阿部 竹松君
近藤 信一君
椿 繁夫君
吉田 法晴君
田畑 金光君

委員以外の議員

委員 永末 英一君

国務大臣

通商産業大臣 佐藤 栄作君
藤山 愛一郎君

国務大臣

経済企画 菅 太郎君

政府委員

政務次官 大川 光三君
政務次官 塚本 敏夫君

通商産業大臣

通商産業局長 今井 博君

通商産業局長

通商産業局長 八谷 芳裕君

通商産業局長

通商産業局長 小田橋貞壽君

事務局長

常任委員 小田橋貞壽君

常任委員

本日の會議に付した案件
○下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(永末英一君外二名発議)
○小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案(永末英一君外二名発議)

○百貨店法の一部を改正する法律案(永末英一君外二名発議)
○国民生活研究所法案(内閣送付、予備審査)

○石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○派遣委員の報告

○委員長(武藤常介君) これより商工委員会を開会いたします。
本日は、本院議員發議にかかる下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案外二法案及び内閣送付にかか

る国民生活研究所法案並びに石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について提案理由の説明を聴取し、次いで、先般行ないました産炭地域の実情調査のための派遣委員から報告を聴取いたします。なお、右の外米国の綿製品輸入賦課金問題及び地下水くみ上げ等問題に問題に関し調査を行ないます。

○委員長(武藤常介君) それでは、まず、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案、百貨店法の一部を改正する法律案、以上三

店法の一部を改正する法律案、以上三案を便宜一括して議題とし、發議者から提案理由の説明を聴取いたします。

○委員以外の議員(永末英一君) ただいま議題となりました下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案、百貨店法の一部を改正する法律案、三案の提案趣旨の説明を申し上げます。

お手元に配付いたしました提案趣旨の説明のプリントがミスプリントでございまして、非常によごれておりますことを最初ににおわびをいたします。

第一に、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

現行法は下請代金の支払い遅延等を防止することによって親事業者と下請事業者との取引を公正にして、下請事業者の利益を保護することを目的としており、しかし、親事業者に対して、下請事業者が、どうしても弱い立場に立つという事実は、中小企業の過当競争によって引き起こされるやむを得ない現象なのであります。したがって現行法の執行にあたりましては、法の運営につき、よろしきを得ることが必要であるとともに、法の不備な点は、一日も早く是正もしくは補足をしなければならぬと存じます。

本法について改正を提案する点は左の通りでございます。

記いたしておりますが、下請事業者の給付の内容云々と記載されておりますのを、給付提供の時期、受領の時期、返品条件、支払時期、支払手段など、その内容の主要点を明記して、契約を公正ならしめる必要があると存じます。

第二に、現行法第四条の親事業者がしてはならない順守事項については、下請事業者の責任でないことが明白な場合にもかかわらず下請事業者の給付の提供に對して一定期日以降にもそれを受領しないこと及び給付に對する下請代金を支払わせないことを追加することが必要であります。

第三に、現行法第四条の次に、新たな追加事項として、

1 定められた支払期日までに親事業者が下請代金を支払わなかった場合の遅延利息の支払い義務と、その利息の取りきめ。

2 下請事業者の給付提供に對して、親事業者がそれを受領しないことによつて生ずる下請事業者の損害賠償。

3 親事業者が下請事業者に對する下請単価が不当に引き下げられておるので、その最低額の取りきめ。

4 下請事業者は、親事業者からの発注の受け入れに對して、継続性が保障されず全く不安定な立場に置かれておるので、やむを得ない場合を除いては、親事業者は一定量の発注を継続して下請事業者に委託する。

右の四件を明記して下請事業者を保護し育成する必要があると存じます。

第四に、以上の改正に伴つて、罰則に對して若干の追加が必要であります。

以上、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案の提案の趣旨説明をいたしました。

次に、小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案についてでございます。

現行法は小売商と購買会並びに小売市場との關係を調整することをもつて、小売商の事業活動の機会を適正に確保し、かつ小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去するという目的を遂行するものとしております。しかしながら、本法の小売市場に對する規制は、現状に對してきわめて不十分であります。また、小売商業者と製造業者との調整は、本法第十四条だけでは全く不十分であります。さらに本法には、都道府県知事があつせん調停または勧告し得ることになっておりますが、都道府県知事の行為は単独の判断によつてなされるのではなく、都道府県及び特別に必要ありと指定された都市に對して民主的な審議會を設置して、調整すべき事項に對して調査審議し、答申建議せしめる必要があると存じます。

改正の第一点は、小売市場に関する条項に對してであります。最近小売市場の營業内容が多様多様になり、一般小売商業者との調整を要する件数が増加してありますので新たに小売市場の定義を改めて、十以上の小売店舗を含む建物を小売市場とすることにし、小売市場の開設を許可制にいたしました。小売市場の貸付、譲渡等によつて營業内容が任意に変化することを防止

し、答申建議せしめる必要があると存じます。

改正の第一点は、小売市場に関する条項に對してであります。最近小売市場の營業内容が多様多様になり、一般小売商業者との調整を要する件数が増加してありますので新たに小売市場の定義を改めて、十以上の小売店舗を含む建物を小売市場とすることにし、小売市場の開設を許可制にいたしました。小売市場の貸付、譲渡等によつて營業内容が任意に変化することを防止

し、答申建議せしめる必要があると存じます。

改正の第一点は、小売市場に関する条項に對してであります。最近小売市場の營業内容が多様多様になり、一般小売商業者との調整を要する件数が増加してありますので新たに小売市場の定義を改めて、十以上の小売店舗を含む建物を小売市場とすることにし、小売市場の開設を許可制にいたしました。小売市場の貸付、譲渡等によつて營業内容が任意に変化することを防止

し、答申建議せしめる必要があると存じます。

改正の第一点は、小売市場に関する条項に對してであります。最近小売市場の營業内容が多様多様になり、一般小売商業者との調整を要する件数が増加してありますので新たに小売市場の定義を改めて、十以上の小売店舗を含む建物を小売市場とすることにし、小売市場の開設を許可制にいたしました。小売市場の貸付、譲渡等によつて營業内容が任意に変化することを防止

し、答申建議せしめる必要があると存じます。

改正の第一点は、小売市場に関する条項に對してであります。最近小売市場の營業内容が多様多様になり、一般小売商業者との調整を要する件数が増加してありますので新たに小売市場の定義を改めて、十以上の小売店舗を含む建物を小売市場とすることにし、小売市場の開設を許可制にいたしました。小売市場の貸付、譲渡等によつて營業内容が任意に変化することを防止

し、答申建議せしめる必要があると存じます。

改正の第一点は、小売市場に関する条項に對してであります。最近小売市場の營業内容が多様多様になり、一般小売商業者との調整を要する件数が増加してありますので新たに小売市場の定義を改めて、十以上の小売店舗を含む建物を小売市場とすることにし、小売市場の開設を許可制にいたしました。小売市場の貸付、譲渡等によつて營業内容が任意に変化することを防止

し、答申建議せしめる必要があると存じます。

する必要があり。無許可の開設に對しては嚴重に規制するものとしたし、

第二の改正点は、製造業者または卸売業者と小売業者との關係は、本法第十四条で単に製造業者等の小売商業を屈出にすればよいと規定して、これを各業間の業務分野を、商品と地域によつて調整し得るよう改正する必要がある。これは製造業者、卸売業者の小売商業兼業はすべて届出制とし、新たな新増設を禁止し、かつ兼業している小売商經營が既存の專業の小売商業者を著しく圧迫する場合はこれに適切な措置をとり得るようにする必要がある。

第三の改正点は、商業調整審議會を、国、都道府県、指定する都市に設置する件であります。この審議會は本法施行に關する事項をすべて調査審議し得るものとして、委員は小売業者、製造業者、卸売業者、消費者、労働者、学識経験者によつて構成する必要がある。

このような改正によつて、本法の名稱は、當然に商業調整法と改稱すべきであると考へます。

次に、百貨店法の一部を改正する法律案についてでございます。

昭和三十一年五月に、百貨店法が制定された趣旨は、本法第一条に明らかなどおり、百貨店業の事業活動を調整することに、中小商業の事業活動の機会を確保し、商業の正常な発達をはかり、もつて国民經濟の健全な進展に資することにあります。

ところが、現行法がざる法といわれ、あるいは公然と、あるいはやみ

で、本法はじゆうりんされております。本法の目的とする趣旨を確保するためには、絶対に本法の改正が必要だと考へます。

改正の第一点は、百貨店業の定義そのものを拡大しなければならぬ点であります。すなわち、物品販売業もしくは物品加工修理業のほか、飲食店及び喫茶店營業をも含め、かつ規定の營業面積をこえる面積を他の物品販売業等に貸し付ける業をも百貨店という概念規定に入れない限り、中小商業活動を確保できなくなつてゐるのが現状なのであります。

第二に、百貨店業が私鉄等の構内や駅建物を利用して經營を行なう現象が著しくなつておりますので、今後はこれを許可しない方針が必要であります。

第三は、最近、百貨店業資本が増加し、地獄的に見て中小商業との間に紛争を起してゐる例が少なくありません。そこで、百貨店業者もしくはこれと資本的、人的につながりのあるいわゆる同一系統資本がスーパー・マーケットその他の形で進出することを規制することが必要なのであります。

第四は、現行法は第九條において、通商産業大臣が、百貨店業の營業行為について報告できることになっておりますが、これは特定の營業方法を明記して、その内容について一々許可制とし、百貨店業と仕入先との關係についても、事項を明記して、その内容を許可制とし、百貨店業の行き過ぎを抑制

する必要があり。第五に、国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道等の国及び公共団体が、百貨店業に對して、特定の便宜を付与するよう、土地や施設の提供、これも百貨店業の行き過ぎを招くおそれがあるので抑制する必要があら

第六に、以上のように百貨店業に對する必要な規制を改正するので、これに應じて、現行法第十七條に規定してゐる通商産業大臣の百貨店業に對する報告の徴収を、報告の徴収及び検査にまで拡充する必要があります。

第七に、以上のような規制事項を増加いたしましたので、これに應じて罰則を改正する必要があります。

以上、三案について御説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことを希望いたします。

○委員長(武藤常介君) 右、三案の質疑は、都合により後日に譲ります。

○委員長(武藤常介君) 次に、国民生活研究所法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。藤山經濟企画厅长官。

○國務大臣(藤山愛一郎君) 国民生活研究所法案の提案理由を御説明申し上げます。

戦後のわが國經濟の成長は、目ざましいものがあり、国民生活もこれに伴ひまして逐年向上し、最近では消費革命といふ言葉で表現されるような消費内容の質的な高度化が急速に進行しつつあるのであります。しかし、消費生活の高度化の進展が急速であります

ために、これに対応できない幾つかの問題を新たに生じつつあることも否定し得ない事実でございます。たとえ、社会共同の施設である各種生活環境施設の整備が著しく立ちおくれしていることは、周知のことであり、

これら国民生活に見られます各種の不均衡を是正するため、政府は、国民生活向上対策審議會を設置するなど、消費者行政の推進に努めております

が、その施策の適切を期するために、国民生活の表情と動向を正確に把握することが不可欠な問題であります。また、個人消費支出は国民総支出の中で大きな比重を占めております關係上、国民消費動向の把握は、民間企業にとりまして望ましい企業活動の方向を示唆することにもなるのであります。

しかるに、国民生活に關する調査研究は、その必要性が認識されていながらも、その対象が多岐にわたる、かつ特定の企業がこれを取り上げにくいなどの事情もあり、本格的な研究体制も研究活動もほとんどなされてい

ないという状況にあつたのでございませう。このような状況の中で国民生活に關する総合的な研究機關の設立を望む声が各方面から聞かれるようになり

した。昭和三十四年九月に社団法人国民生活研究所の設立を見たのであります。が、国民生活の安定向上は政府としても十分力をいたさなければならぬ分野であり、また仕事の性質上も民間機關としては、一定の制約があります

ので、新たに特殊法人として国民生活研究所を設立しようとするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、研究所の目的であります。が、研究所は、国民生活に關する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうとともに、その成果を普及することによつて、国民生活の安定と向上に寄与することを目的としております。

第二に、研究所の資本金は、政府と民間から出資する額の合計とし、政府は、研究所の設立に際し一億円を出資することとしております。

第三に、研究所の役員として、会長、所長、理事及び監事を置くこととしております。なお、国民生活に關する問題は、きわめて広範多岐にわたりますので、業務の適正な運営をはかるため、会長の諮問機關として参事會を設け、各方面の学識経験者の意見を取り入れるようにいたしてあります。

第四には、設立目的を達成するため、国民生活の表情や今後の動向に關して基礎的かつ総合的な調査研究を行なうことが研究所の中心的業務であります。が、あわせて国民生活に關する内外の情報や資料の収集を行ない、これらの調査、研究の成果の普及を行なうこととしております。

第五に、研究所の財務及び會計であります。が、研究所の特殊法人としての性格上、予算、事業計画、資金計画、財務諸表、借入金等については、經濟企画厅长官の認可または承認を必要とするものといたしてあります。

第六に、研究所の監督は、經濟企画厅长官がこれを行なうこととし、研究所の業務に對して、監督上必要な命令をなし、報告を求め、またはその職員

をして研究所に立ち入り検査をさせることができることとしたしております。

第七に、新設の特殊法人国民生活研究所と社団法人国民生活研究所との関係につきましては、特殊法人国民生活研究所の設立の際に社団法人国民生活研究所は解散し、その一切の権利、義務を新設の研究所に引き継ぐこととしております。

なお、研究所の設立に関する事務は、経済企画庁長官が任命する設立委員に処理させることにするほか、研究所に対する課税を免除するために、各種税法の一部改正をいたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概略でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第でございます。

○委員長(武藤常介君) 本案の質疑は、都合により後日に譲ります。

速記をとめて下さい。

○委員長(武藤常介君) それでは速記を起して。

○委員長(武藤常介君) 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提案理由の説明を聴取いたします。

佐藤通産大臣。

○国務大臣(佐藤通産大臣) 石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

エネルギー革命の進行に対応し、石炭鉱業は、その経済性を高めるため、

極力合理化に努めており、石炭の販売価格を昭和三十八年度までに昭和三十三年度に比較し、千二百円程度引き下げることを目標として、現在スクラップ・アンド・ビルド対策を中心とする石炭の生産構造の再編成を進めているのであります。

これらの合理化施策の推進によりまして、今日までのところ、ほぼ基本路線に沿った合理化効果を上げてきたのであります。しかしながら、最近においてこの合理化計画遂行に対し、資材価格の上昇その他種々の障害が出て参りました。

また他方におきまして、石油輸入の自由化は、本年十月に予定されておられ、合理化の必要性は、一段と強まってきたと考えらるべきであります。したがって、石炭鉱業の当面の課題は、これらの新情勢に対処していかんして合理化目標を達成するかであり、そのためには、従来行なってきたスクラップ・アンド・ビルド施策による石炭鉱業の体質改善を、この際一そう強化推進することが必要であります。

このような見地に立ち、政府といたしましては、従来の整備計画に加え、昭和三十七年度から三カ年計画で新たに六百二十万トンを追加整備することといたしております。また、高エネルギーの造成につきましては、近代化資金、開採資金等の増額によって措置したいと考えております。

今回の改正案の内容の第一点は、上述の新たな整備計画の実施に伴い、炭鉱整備の迅速化をはかるため、従来の炭鉱買収方式に加え、石炭鉱山整理促進交付金の交付方式を新設することとし、石炭鉱業合理化事業団にその業務を行なわせることとしたこととあります。

す。事業団は、採掘権者または租賦権者による消滅の登録を受けて申請したときは、廃止補償として一定の基準により交付金を交付するものとし、しかもその一定割合を留保して廃止事業者にかわって貸付金債務及び損害賠償債務を優先的に弁済することとしたいたしました。なお、廃止事業者の放棄した鉱区または租賦区については、権利の再設定等を禁止することとしたしております。

改正の第二点は、現行の整備資金の保証制度に加え、石炭企業に対し、事業団が炭鉱整備のための長期運転資金の直接貸付を行なう制度を新設したこととあります。

石炭鉱業の急速な合理化を進めて行く過程におきましては、相対的な過剰雇用の発生は避けられないところであり、政府におきましても、離職者に対しては、一般の失業対策のほかに、特別の対策を講じているところであります。石炭企業としても退職金等を円滑迅速に支給することはぜひとも必要であり、また非能率炭鉱の閉鎖に際しては、既発生炭鉱の閉鎖に際しては、既発生炭鉱の閉鎖に際しては、資金等の整備資金の需要は、今後ますます増大するものと予想されるのであります。

一方、石炭企業の運転資金の借り入れ残高は巨額に上るとともに、限度いっぱい達しており、最近の金融情勢を考慮すれば、この種資金を借り増すことはきわめて困難な状況であります。石炭鉱業の合理化が金融面から制約されるおそれもあるものであります。この見地から、事業団を通ずる整備資金融

資の措置を講ずることとしたのであります。

改正の第三点といたしましては、石炭運賃延納債務の保証を事業団に行なわせることとしたこととあります。石炭の流通経費の相当部分を占める運賃の上昇に伴う石炭鉱業の負担を軽減するため、昨年六月、国鉄運賃の値上り分の半額について三カ年の延納を認めるといたしました。したが、担保について未解決の点がありましたので、大手及びその系列炭鉱を除くいわゆる中小炭鉱の延納の担保として、事業団による債務保証の措置を講ずることとしたいたしました。

なお、石炭鉱業に対する近代化資金の貸付対象設備に石炭専用船を加えるとともに、現行の整備資金保証制度の保証率を引き上げる等と内容とする改正もいたしておりますが、その他の点は、主として上述の三点の改正に伴う若干の手続的事項に関するものであります。

以上が、この法律の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(武藤常介君) 本案の質疑は、都合により、後日に譲ります。

○委員長(武藤常介君) 次に、産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題にいたします。

先般、石炭関係議案の審査に資する目的をもって、北海道及び九州の産炭地域の実情を調査するため委員を派遣いたしましたのでありますが、それぞれ調査を終了、無事帰京されました。この際、各班より調査の報告を願うことにいたします。まず、北海道班か

らお願いいたします。

○川上為治君 北海道班から御報告申し上げます。

派遣委員は当初、阿部、牛田両委員と私の三名が予定されておりましたが、牛田委員は御病氣のため参加されませんでした。

日程は、十二日に札幌に集合し、十三日札幌通産局において、通産局、石炭合理化事業団、雇用促進事業団、道及び道議会からそれぞれ石炭関係の概況説明を聴取した後、記者会見を行ない、次いで石炭業界、労働組合、産地市町村との懇談会を開催し、十四日より現地視察を行ないました。

視察箇所は、代表的な産炭地火力である北海道電力滝川火力発電所、次に住友赤平炭鉱で坑内に入って採炭現場を視察し、さらに北炭夕張炭鉱、北炭産業島炭鉱で水力輸送などを見て参りました。また、夕張では市役所において産炭振興法についての要望を聴取し、十五日夜、現地における日程を終了いたしました。

まず、北海道における石炭鉱業の概況並びに問題点について簡単に申し上げます。

北海道の炭鉱は他の地方の炭田と異なりまして、開発途上のまだ若々しい青年期にありまして、炭質、埋蔵量の少ないことなど、いずれをとってみましても他の地域よりすぐれた採掘条件を備えており、現地の石炭関係者の中には、昨今の石炭にきびしい経済環境の中にあっても、北海道の山はまだまだやれるのだとの基本的認識に立って合理化に努力を続けております。今回、坑内視察を行なった赤平炭鉱のごとき

は、すでに出力能率が四十トンをこえておりまして、今後一その企業努力と国の適切な施策が行なわれずならば、当地においては、まだ石炭は競合燃料と対抗し、生き抜いていくことが可能であると認められます。

しかしながら、北海道の産炭地域は、道全体の産業構造の後進性からいたしまして、石炭の大口需要産業が乏しく、道内炭のわずかに四割にすぎず、残り六割以上は京浜市場等、流通経費のかさむ道外需要に依存している現状であります。したがって、北海道における産炭地振興の方向といたしましては、まず何よりも、道内石炭需要の拡大をはかるべきであり、このためには工場誘致を促進し、これに伴う電力需要の増加をまかなうための石炭火力発電所の建設を促進することが必要と思われま

す。産炭地振興事業団法案については、三十七年度は北海道は事業団の対象からはずされておりますが、九州のように疲弊がひどくなつてからではおそいから、早めの対策として、事業団の地方機関を北海道にも設置し、企業資金の貸付等、産炭地振興事業を推進してほしいというのが現地の石炭関係者の一致した要望でありました。

次に、懇談会等を通じて見聞して参りました石炭政策に対する現地の要望は、大要次のようなものであります。まず第一に、総合エネルギー対策の確立であります。石油自由化の繰り上げ実施と、最近の石油価格の低落傾向からして、石炭関係者は将来に非常な不安を感じているから、国会並びに政府は一日も早く総合エネルギー対策を

確立し、今後石炭をどうするのか、現地の石炭関係者に明確に示してほしいということでありまして、なお、石油業法案につきましても、これは新聞で伝えられておりますが、通産省の原案程度の法的規制は必要であろうというのが、北海道産炭地域の人たちの意向であると見受けられました。

第二に、今回の産炭地振興事業団法案は、九州的色彩の強い法案で、北海道はあと回しにされているようでございまして、石炭新政策でさらに出炭能率を上げることになると、道内の大手炭鉱でもかなりの離職者が発生しますので、統豊のようになつてからでは手おくれたから、事前に産炭地を疲弊させないための方策として、産炭地振興法を運用してほしいということであり

ます。第三に、北海道炭は主要消費地までの海上運賃が九州に比べて割高でありますから、石炭専用船の計画を進め、三十八年度に十隻ぐらいいにふやし、就航を一年くらい繰り上げて効率的に運送してほしいということ。さらに、陸上運賃軽減のため、国鉄、私鉄間の連絡運輸につきましても、運賃併算制を採用しているものにつきましても、これを通算制に改めること等、流通合理化対策についての意見がござい

ました。石炭運賃の軽減対策につきましても、昨年十二月八日に閣議決定が行なわれているにもかかわらず、このうちで「国鉄、私鉄間の連絡運輸にかかる国鉄運賃の延納措置」並びに「国鉄、私鉄の運賃の全面的な通算制の採用」、この二つの点につきましても、運輸省、国鉄両当局が難色を示してお

るようについておりますが、そのために実施に至っていないようござい

ます。この二点の運賃軽減措置の適用対象となつて恩恵を受ける石炭の九割ま

でが北海道炭でありますだけに、道内の石炭業界におきましては、この閣議決定まで行なわれておりながら実施されてい

ない点を非常に不満に思つておりますので、この早急な実現方について特に強い要望がございました。

第四に、石炭業界から、北海道は炭産税、固定資産税等の地方税がきわめて高いので、炭鉱合理化のためには租税負担の軽減が必要であるとの意見が

ございまして、これに對しまして産炭地の市長から、産炭地の自治体は、失業対策費あるいは生活保護費の増大で財政が逼迫して

おりまして、今のままでは軽減が非常にむずかしいが、国が他の見返り財源を確保してくれるならば、減税に反対するものでないとの意向が表明されました。また、北海道の

ような遠隔な僻地に石炭需要産業を誘致するためには、誘致企業への特段の税制上の優遇措置と低利資金の確保等の対策が強く要望されておりました。

その他、「九州には炭産対策として国の補助があるが、北海道にはこういうふうな補助が全くない、北海道の雪害にも対策を考へてほしい」とか、あるいは「炭鉱では災害はなかなか避けられないから、災害積立金制度を税制上考へていただきたい」とか、「八戸あたりに揚地発電を考へて、北海道の産炭地振興の一策として取り上げて

いただきたい」とか、「炭鉱の身体障害者専用の職業訓練所を設置してほしい」とか、また「最近の金融逼迫は炭鉱の経営を困難にしているから、開

銀融資、近代化資金、中小企業金融公庫資金のワクを拡大して、返済期間をさらに延長してほしい」というような点につきましても、熱心な要望なり意見の開陳がございました。

また、夕張市では、産炭地への工場誘致の最大の特典である租税特別措置法第四十五条の地域指定から当市が漏れま

したので、これは夕張市が指定基準より生活保護者の数が少ないという理由でござい

ますが、夕張が産炭地振興政策の対象から落とされるようでは、産炭地振興法の

本旨にもとる結果になるのではないかと、地域指定基準につきましても再検討してほしいという

ような切実な陳情がございました。なお最後に一点、私どもが現地調査にあたって痛感いたしました点を付け加えてお

きまして、北海道の炭産で

は、農林省の営林局所管の国有地を借りまして地上施設を設けてお

る山がた最近大幅に上がりまして、現地の炭

産当事者は、一方におきましては国から炭価千二百円引き下げの合理化を要

の三事業団より、それぞれの立場からの事情の説明を聴取後、経営者、労組、県市町村の代表の方々と懇談いたしました。

以後、唐津、粕屋、筑豊の各炭田を順次回り、佐賀県庁初め、それらの地区の市町村関係者とか、炭鉱関係者等から要望を聴取したのであります。

さらに、唐津港、若松港の石炭関係施設、三菱古賀山、明治佐賀、日炭高松の各炭鉱と、電発若松、九州電力刈田、西日本共同火力新刈田の各発電所または建設現場を視察して参りました。なお、今回、爆発事故のあった新大谷炭鉱へ参り、遺族へ弔意を表して参りました。

現地で見聞しました点は、きわめて多岐にわたります。関係上、産炭地、石炭関係二法案の審査や、エネルギー問題の調査過程において、詳細かつ具体的に申し上げることとし、たゞいまはごく概括的に報告させていただきます。

第一点は、石炭経営の安定化の問題であります。

まず、総合エネルギー対策を確立し、石炭の地位を明確にすべきで、九州地区は千二百円の値下げ、五千五百万トンの出炭規模の維持には協力的であるが、政府の一そうの援助を望んでおりました。

援助の内容といたしましては、第一に、スクラップに要する政策的なてこ入れより、むしろピルトのための措置を強力に行なうべきで、そのための財政的裏づけはもちろんで、最近特に著しい坑木等の資材関係の値上がり防止することのほか、運賃、電力料金を軽減するための措置を講じてもらいたい

ということがありました。

第二に、資金の問題については、たとえば開銀融資の返済条件の緩和とか、中小炭鉱の近代化、合理化資金の融資条件、基準が大手に比べてきびしいため不利であるから、その点を是正されたい。また、中小企業信用補完制度を炭鉱に対して、もっと拡充強化してもらいたい旨の要望がありました。

第二点は、産炭地振興事業団の事業計画とその財政的措置の問題であります。産炭地区の県市町村のいわゆる自治体関係者が最も関心を寄せているのはこの問題であります。炭鉱の不況と相次ぐ閉山で疲弊した自治体にとって、工場の誘致と雇用の増大は、最も期待しているところでありました。しかし、このためには、産業基盤というか、社会資本の充実というか、要するに工場を誘致するための環境整備の強化が必要であります。私どもの参りました自治体関係者が異口同音に水資源の確保、産業道路の開設拡張、工業用、住宅用の土地の造成、交通通信網の拡充という先行投資を行なうべきだとしておりました。特に水資源の確保については農業用水、工業用水、飲料水の確保のためダムの建設を力説しておりました。しかし、現在提案中の事業団法案による事業団の事業計画には、工業用地並びにその関連施設の整備促進に七億円、企業への資金貸付分二億円、その他一億円、計十億円が予定されているので現地ではその増額を強く要望されました。この点は法案審査のときでもあらためて論議したいと存じております。

なお、工場誘致については単に中小

企業のみならず大企業の進出も歓迎しており、融資その他の優遇措置を、進出しようとしている企業に配慮すべきであるとの意向がありました。

第三点は産炭地発電と流通機構の整備の問題であります。九州地区の産炭地発電はエネルギー懇談会の中間報告にあるような大きな構想ではありません。しかし、私どもが視察しました若松火力では、おもに日炭から三千キロワットの低品位炭の供給を受けるほか、ボタや遠賀川の汚水から微粉炭を回収する方法を実験または計画中であります。また新刈田火力は、出資や開銀資金以外の一般融資による資金調達が難航しているで、開銀融資ワクの増加を望んでいる状態でした。この二つの発電所は低品位炭発電に九州地区において先鞭をつけるものであります。地元の九州電力も石炭専焼発電に力を入れております。たまたま私どもが視察中に九州電力が唐津港に石炭専焼火力を建設することを大体決定し、佐賀県及び地元市町村や炭鉱関係者が期待しておりました。ただし、今後産炭地発電は低品位炭を中心にすべきか、高カロリー炭を中心にすべきかは、出炭規模や中小炭鉱の問題、未利用炭の処理等の観点から問題点として残りました。これら産炭地の発電計画の進行とともに内陸線の増強が焦眉の急となっております。特に唐津線の増強、油須春線の早期完成がそれであり、油須春線は、刈田地区の火力発電所の強化と若松港とともに、石炭積出港としての刈田港の整備計画の進捗と相俟って、最も疲弊している筑豊地区にとっては死活の問題と思われ

るのであります。地元から熱心な要

望がされておりました。

その他、篠栗線の延長とか、あるいは石炭荷役設備の共同化や荷役料金の問題についても地元から要望もあり、今後流通機構の合理化の一助として研究されねばならないと思われました。

第四点は雇用の問題であります。この点については労組の一部から閉山は認めない、させないという原則を立てるべきで、そのためには中小炭鉱等へ特別の融資やその他の特別措置を講ずべきであり、また炭区調整の緊急性をしばしば訴えられたのであります。その具体例として志免あるいは山口炭山小炭炭から要望がございました。特に小炭炭炭は炭区調整ができません。閉山、離職という深刻な事態に直面するという事実を視察途上の路傍で承ったのであります。

離職者対策については、買い上げ炭の離職金の増額、生産、立ち上がり資金や住宅、移住資金の確保等、さきの当商工委員会の附帯決議と同様な点を要望されましたが、中でも中高年齢層の再就職が困難をきわめているとのことでした。

その他買い上げ炭の炭住や浴場、飲料水施設等の処理について離職者に不安のないよう措置されたいとか、職業紹介の広域化、さらには職業安定所の強化拡充などを要望されました。また炭鉱付属産業、おもにサービス業が閉山に伴って生活が成り立たなくなるとの希望がございました。これらの人々に対して生産資金の融通を行なわれたいとの希望がございました。

なお、県市町村のほとんどから離職者緊急対策事業費や失業対策事業費、生活保護費の算定基準が実情と隔たる

こと遠いものがあり、たゞでさえ財政逼迫にあえいでいる自治体財政を一そう苦しめている現状にあるので、全額国庫負担なり高率な国家補助の適用が必要で、この点、地方交付税の基準財政需要額算定について特別の配慮を行ない、特別交付税の増額等の措置を講ぜられたいという強い意見がございました。

以上のほかボタ山の処理、たゞは伊万里地区におけるボタの海中投入と港湾整備計画との関係、あるいは産炭地における中小企業対策、特に金融問題と団地化等についてもきわめて参考になる意見が聞かれました。その詳細は省略いたしますが、ただ直方市に見られるように事業費より融資なりが円滑に行なわれれば、いつでもすばらしい工場団地化が実現するという所もございました。

なお、炭害問題につきまして、融資機能の強化、家屋等の移築復旧、ポンプ施設による農地復旧方式の併用、ポンプ維持管理費の国庫負担等について、復旧事業団より要望を受け、筑豊地区市町村より工場誘致なり、工業開発のための鉱害復旧への国の補助を全面的に行なうよう要望されました。

最後に現在争議中の大正炭業問題について若干触れたいと存じます。この問題についてはまた日をあらためて検討したいと存じますが、結局は福岡銀行及び新しい経営者田中正氏と労組とが、再建方針についての意見の食い違いに基づくものようであり、私どもが中間市において市及び経営者、労組の代表よりそれぞれの意見を聴取したところによりますと、労組側では田中社長が誠意を示してくれば

いつでも話し合いに応じ、再建に乗り出す用意があるとの見解が示されたのであります。この問題は労使双方のみならず、中間市民の生死にも関係し、大正鉱業の関連産業にも重大な影響を及ぼすものと憂慮されておりますので、円満な解決の一日も早からんことを祈る次第であります。

以上、はなはだ概括的でありませんが、今回の派遣により、深刻な石炭鉱業及び産炭地の実情と問題点について調査し、予期以上の成果を得ましたことは関係者各位の絶大な御協力のたまものでありまして、ここに衷心よりの感謝の意を表し報告を終わります。

○委員長(武藤常介君) 速記をやめて。
〔速記中止〕
○委員長(武藤常介君) 速記を起こして。議事の都合により本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十八分散会

二月八日予備審査のため、本委員会に左の件を付託された。

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱業合理化臨時措置法(昭和三十年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号中「その他石炭鉱業の整備に関する事項」を削り、同項中第五号を第六号とし、第

四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準及びその交付に係る採掘権又は租鉱権の放棄により減少すべき石炭の生産数量

第三条第三項中「採掘権の基準は、買収する採掘権の鉱区」を「採掘権又は同項第四号の採掘権若しくは租鉱権の基準は、買収する採掘権の鉱区又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の鉱区若しくは租鉱区」に改める。

第七条中「貸付け」を「貸付け等」に改める。

第九条の二第三項中「第二十六条の三第一項」を「第二十六条の三第一項各号」に、「その」を「それぞれ」に改める。

第二十五条第一項中第三号及び第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付

五 採掘権若しくは鉱業施設の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払

第二十五条第一項第十一号中「第七号までに掲げる業務及び」を「第七号まで、第十号及び第十一号に掲げる業務並びに」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十号を第十三号とし、第九号の次に次の三号

を加える。

十 石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証

十一 石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け

十二 石炭の運賃の延納に係る債務の保証

第二十五条第二項中「前項第十一号」を「前項第十四号」に改める。

第二十六条第二項中第三号、第四号及び第七号を削り、第八号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の四号を加える。

四 石炭鉱山整理促進交付金の額の算定の基準

五 石炭鉱山整理促進交付金の交付の時期及び方法

六 採掘権若しくは鉱業施設の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法

七 納付金の徴収の時期及び方法

第二十六条第二項に次の三号を加える。

十 前条第一項第十号に規定する債務の保証の方法

十一 前条第一項第十一号に規定する資金の貸付及び償還の方法

十二 前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法

掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る保証

四 第二十五条第一項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下「運賃保証業務」という)に係る保証

第二十六条の二に次の一項を加える。

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、通商産業大臣の認可を受けて、運賃保証業務の執行に必要な事務費にあてるため、次条第一項第一号に掲げる保証基金を運用した場合に生ずる利子の一部に相当する金額を前項第四号に掲げる保証に係る特別の勘定に繰り入れることができる。

第二十六条の三第一項を次のように改める。

事業団は、次に掲げる保証基金を設け、第九条の二第三項の規定により示された金額に相当する金額をもってそれぞれ当該各号に掲げる基金にあてるものとする。

一 整備資金保証業務に関する保証基金

二 運賃保証業務に関する保証基金

第二十六条の三第二項中「前項の保証基金は、保証業務に関し」を「前項各号の保証基金は、それぞれ、前条第一項第二号又は第四号に掲げる保証に係る特別の勘定において」に改める。

第二十七条第二項中「及び第二十五条第一項第七号」を「第二十五条第一項第十号に規定する。債務の保証の計画、同項第十一号に規定する資金の貸付計画及び

同項第十二号」に改める。

第三十一条に次の二号を加える。

四 その採掘権の買収に伴い事業団が連帯して履行の義務を負うこととなるべき採掘権者の債務が処理されており、又は円滑に処理されることが確実であること。

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

第三十三条を削り、第三十四条中「(退職金を除く)」を削り、同条を第三十三条とし、第三十五条を第三十四条とし、同条の次に次の七条を加える。

(石炭鉱山整理促進交付金の交付)

第三十五条 事業団は、採掘権者又は租鉱権者がその石炭鉱山における鉱業を廃止して当該採掘権又は租鉱権の放棄による消滅の登録を受けた場合であつて当該採掘権又は租鉱権が次の各号に適合するときは、当該採掘権者又は租鉱権者に対し、石炭鉱山整理促進交付金(以下この条から第三十五条の五まで及び第三十五条の七において「交付金」という)を交付することができる。

一 交付金の交付の申請の日前六月以内にその採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区において事業が休止されたことがないこと。

二 その採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の品位及び生産能力が石炭鉱業合理化基本計画に定める交付金の交付に係る採掘権又は租鉱権の基準に適合すること。

三 採掘権者又は租鉱権者の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法が、前条第一項第十一号に規定する資金の貸付及び償還の方法が、前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法が、前条第一項第十号に規定する資金の貸付計画及び同項第十一号に規定する債務の保証の計画、同項第十二号に規定する資金の貸付計画及び同項第十三号に規定する債務の保証の計画、同項第十四号に規定する資金の貸付計画及び同項第十五号に規定する債務の保証の計画に適合すること。

四 採掘権者又は租鉱権者の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法が、前条第一項第十一号に規定する資金の貸付及び償還の方法が、前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法が、前条第一項第十号に規定する資金の貸付計画及び同項第十一号に規定する債務の保証の計画、同項第十二号に規定する資金の貸付計画及び同項第十三号に規定する債務の保証の計画、同項第十四号に規定する資金の貸付計画及び同項第十五号に規定する債務の保証の計画に適合すること。

五 採掘権者又は租鉱権者の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法が、前条第一項第十一号に規定する資金の貸付及び償還の方法が、前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法が、前条第一項第十号に規定する資金の貸付計画及び同項第十一号に規定する債務の保証の計画、同項第十二号に規定する資金の貸付計画及び同項第十三号に規定する債務の保証の計画、同項第十四号に規定する資金の貸付計画及び同項第十五号に規定する債務の保証の計画に適合すること。

六 採掘権者又は租鉱権者の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法が、前条第一項第十一号に規定する資金の貸付及び償還の方法が、前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法が、前条第一項第十号に規定する資金の貸付計画及び同項第十一号に規定する債務の保証の計画、同項第十二号に規定する資金の貸付計画及び同項第十三号に規定する債務の保証の計画、同項第十四号に規定する資金の貸付計画及び同項第十五号に規定する債務の保証の計画に適合すること。

七 採掘権者又は租鉱権者の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法が、前条第一項第十一号に規定する資金の貸付及び償還の方法が、前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法が、前条第一項第十号に規定する資金の貸付計画及び同項第十一号に規定する債務の保証の計画、同項第十二号に規定する資金の貸付計画及び同項第十三号に規定する債務の保証の計画、同項第十四号に規定する資金の貸付計画及び同項第十五号に規定する債務の保証の計画に適合すること。

八 採掘権者又は租鉱権者の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法が、前条第一項第十一号に規定する資金の貸付及び償還の方法が、前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法が、前条第一項第十号に規定する資金の貸付計画及び同項第十一号に規定する債務の保証の計画、同項第十二号に規定する資金の貸付計画及び同項第十三号に規定する債務の保証の計画、同項第十四号に規定する資金の貸付計画及び同項第十五号に規定する債務の保証の計画に適合すること。

九 採掘権者又は租鉱権者の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法が、前条第一項第十一号に規定する資金の貸付及び償還の方法が、前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法が、前条第一項第十号に規定する資金の貸付計画及び同項第十一号に規定する債務の保証の計画、同項第十二号に規定する資金の貸付計画及び同項第十三号に規定する債務の保証の計画、同項第十四号に規定する資金の貸付計画及び同項第十五号に規定する債務の保証の計画に適合すること。

十 採掘権者又は租鉱権者の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法が、前条第一項第十一号に規定する資金の貸付及び償還の方法が、前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法が、前条第一項第十号に規定する資金の貸付計画及び同項第十一号に規定する債務の保証の計画、同項第十二号に規定する資金の貸付計画及び同項第十三号に規定する債務の保証の計画、同項第十四号に規定する資金の貸付計画及び同項第十五号に規定する債務の保証の計画に適合すること。

十一 採掘権者又は租鉱権者の買収又は石炭鉱山整理促進交付金の交付に係る採掘権若しくは租鉱権の放棄に伴い解雇された鉱山労働者に対する金銭の支払の時期及び方法が、前条第一項第十一号に規定する資金の貸付及び償還の方法が、前条第一項第十二号に規定する債務の保証の方法が、前条第一項第十号に規定する資金の貸付計画及び同項第十一号に規定する債務の保証の計画、同項第十二号に規定する資金の貸付計画及び同項第十三号に規定する債務の保証の計画、同項第十四号に規定する資金の貸付計画及び同項第十五号に規定する債務の保証の計画に適合すること。

三 租鉱権の放棄の場合にあっては、その租鉱権の放棄について採掘権者の同意があること。
四 前三号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める基準に適合すること。

(公示)

第三十五条の二 事業団は、前条の規定により交付金の交付を受けることとなった者(以下「廃止事業者」という)に係る採掘権又は租鉱権の消滅の登録が行なわれたときは、すみやかに、当該廃止事業者について交付金を交付する旨及び当該租鉱区又は租鉱区に関する鉱害について賠償請求権を有する者は、六十日以上一定期間内に事業団に対し権利の申出をすべき旨を公示しなければならない。

2 前項の賠償請求権を有する者が同項の期間内に同項の申出をしなかつたときは、当該租鉱区又は租鉱区に関する租鉱権については、次条第一項の規定による債務の弁済を請求することができない。
(賃金債務及び鉱害の賠償債務の弁済)

第三十五条の三 事業団は、民法第四百七十四条第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、第三十五条の規定により交付することとなった交付金の額(以下「交付金額」という)に政令で定める割合を乗じて得た金額をこえない範囲内において、通商産業省令で定めるところにより、当該廃止事業者に代わって次に掲げる債務の弁済を行なう。

一 廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者に対し当該廃止事業者が負担する賃金の支払の債務であつて当該採掘権又は租鉱権を放棄した日までに弁済期の到来しているもの
二 廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区に関する租鉱権の賠償債務

2 前項の通商産業省令には、同項各号に掲げる債務の弁済が公平に行なわれることを確保するために必要な事項及び同項各号に掲げる債務の合計額が交付金額に同項の政令で定める割合を乗じて得た金額をこえる場合における同項第一号に掲げる債務が同項第二号に掲げる債務に優先する限度を定めなければならない。

3 事業団が第一項の規定により債務の弁済を行なつたときは、その弁済を行なつた額について第三十五条の規定による交付金の交付をしたものとみなす。
(交付金の支払の制限)

第三十五条の四 事業団は、当該廃止事業者に係る交付金額に前条第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額に相当する交付金については、同項の規定により当該廃止事業者に係る同項各号に掲げる債務の全部の弁済を行なつた場合において残余が生じ、又は生ずることが確実であると認められるときに限り、その残余に相当する金額を当該廃止事業者に支払うものと

する。
(交付金を受ける権利の保護)
第三十五条の五 廃止事業者が交付金額に第三十五条の三第一項の政令で定める割合を乗じて得た金額に相当する金額の交付金の支払を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、廃止事業者が前条の規定により交付金の支払を受ける権利については、この限りでない。
(鉱業権の設定の出願の不許可等)
第三十五条の六 通商産業局長は、廃止事業者が放棄した採掘権又は租鉱権の鉱区又は租鉱区の区域に於いて鉱業権の設定若しくは租鉱区の増加の出願又は租鉱権の設定若しくは租鉱区の増加の認可の申請があつたときは、当該区域については、その出願を許可し、又はその申請の認可をしない。
2 廃止事業者が放棄した採掘権の鉱区の区域に重複する鉱区があるときは、その重複する鉱区の採掘権者は、その重複する区域については、当該採掘権の放棄前に掘採することができるものとされてきた鉱床以外の鉱床において石炭を掘採してはならない。
3 採掘権者は、廃止事業者が放棄した租鉱権の租鉱区の区域(特定租鉱権を目的とする租鉱権の場合には、その鉱床)においては、石炭を掘採してはならない。
(鉱山労働者に対する金銭の支払)
第三十五条の七 事業団は、その買取した採掘権の鉱区若しくはその買取した採掘施設に係る租鉱権の

租鉱区又はその交付することとした交付金に係る採掘権若しくは租鉱権の鉱区若しくは租鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務にその売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日前三月以上引き続き従事していた鉱山労働者であつて、その売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日以後当該買収の日又は当該交付金の交付の決定の日後二月を経過した日までに解雇されたものに対し、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十二条の平均賃金の三十日分に相当する金額を支払わなければならない。

2 前項の規定による支払の義務は、二年を経過したときは、時効により消滅する。

第三十六条の三 第一項中「又は」を「若しくは」に、「に」に対して行なう」を「又は特定船舶整備公団に対して行なう」に改め、同条第三項中「設備」の下に「又は船舶」を加え、「又は石炭」を「若しくは石炭」に改め、「供され」の下に「又はこれらの者の事業に利用され」を加える。
第三十六条の八 第五号中「設備」の下に「又は船舶」を加える。
第三十六条の十三の見出しを「整備資金に係る保証契約の締結」に改め、同条中「第二十五条第一項第七号」を「第二十五条第一項第十号」に改める。
第三十六条の十四中「第二十六条の三の規定による」を「第二十六条の三第一項第一号に掲げる」に改め

る。
第三十六条の十七中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。第三十六条の二十の次に次の二条を加える。
(整備資金の貸付け)
第三十六条の二十一 第二十五条第一項第一号に規定する資金の貸付けは、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、その事業を整備するために必要な資金であつて第三十六条の十三各号に掲げるものについて行なうものとする。
(運賃の延納に係る債務の保証)
第三十六条の二十二 第二十五条第一項第二号に規定する債務の保証は、採掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者が日本国有鉄道から石炭の運賃(連絡運輸(直通運輸を含む))を行なう場合の運賃を含む)の延納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に對して負担する債務(元本に限る)について、事業団が日本国有鉄道と保証契約を締結することにより行なうものとする。
第三十六条の十五から第三十六条の十八まで及び第三十六条の二十の規定は、第二十五条第一項第十二号に規定する債務の保証について準用する。この場合において、第三十六条の十五第一項中「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と、「又は租鉱権者」とあるのは「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」と、第三十六条の十六中

る。
第三十六条の十七中「百分の五十」を「百分の八十」に改める。第三十六条の二十の次に次の二条を加える。
(整備資金の貸付け)
第三十六条の二十一 第二十五条第一項第一号に規定する資金の貸付けは、採掘権者又は租鉱権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し、その事業を整備するために必要な資金であつて第三十六条の十三各号に掲げるものについて行なうものとする。
(運賃の延納に係る債務の保証)
第三十六条の二十二 第二十五条第一項第二号に規定する債務の保証は、採掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者が日本国有鉄道から石炭の運賃(連絡運輸(直通運輸を含む))を行なう場合の運賃を含む)の延納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に對して負担する債務(元本に限る)について、事業団が日本国有鉄道と保証契約を締結することにより行なうものとする。
第三十六条の十五から第三十六条の十八まで及び第三十六条の二十の規定は、第二十五条第一項第十二号に規定する債務の保証について準用する。この場合において、第三十六条の十五第一項中「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と、「又は租鉱権者」とあるのは「若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者」と、第三十六条の十六中

「銀行」とあるのは「日本国有鉄道」と、同条第一項中「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と、同条第二項中「六月」とあるのは「二月」と、第三十六条の十七中「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と、「当該銀行」とあるのは「日本国有鉄道」と、「残額に、百分の八十を乗じて得た額」とあるのは「残額」と、第三十六条の十八中「銀行」と、第三十六条の十三」とあるのは「日本国有鉄道は、第三十六条の二十二第一項」と、「貸付けについて、貸付金の回収」とあるのは「債権について、その取立て」と、第三十六条の二十中「銀行」とあるのは「日本国有鉄道」と、「第三十六条の十三」とあるのは「第三十六条の二十二第一項」と読み替えるものとする。

第四十一条第一項中「第二十五条第一項第五号」を「第二十五条第一項第六号」に改める。

第五十三条の二第三号中「第三十六条の十三」の下に、「第三十六条の二十一」を加える。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十五条の六第二項又は第三項の規定に違反して、石炭を掘採した者

二 第五十四条の規定による通商産業大臣の許可を受けずに坑口の開設の工事をし、又は坑口を使用した者

附則第二条中「昭和四十三年三月三十一日」を「昭和四十六年三月三十一日」に改め、ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二 事業団の業務のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める日までに廃止するものとする。

一 石炭の運賃の延納に係る債務の保証 昭和三十三年三月三十一日

二 採掘権又は鉱業施設の買収、採掘権者又は租鉱権者に対する石炭鉱山整理促進交付金の交付、石炭鉱業の整備に必要な資金の借入れに係る債務の保証及び石炭鉱業の整備に必要な資金の貸付け 昭和四十年三月三十一日

三 雇用促進事業団に対する交付金の交付及び近代化資金の貸付 昭和四十三年三月三十一日

附則

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 石炭鉱業合理化事業団（以下「事業団」という。）が最初に作成する改正後の第二十五条第一項第十一号に規定する資金の貸付計画及び同項第十二号に規定する債務の保証の計画については、改正後の第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前」とあるのは、「石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第 号）の施行後遅滞なく」とする。

3 この法律の施行の際現に事業団

に対し採掘権の売渡しの申込みをしている採掘権者がこの法律の施行後二月以内にその採掘権に係る改正後の第三十五条の交付金の交付の申請をしたときは、当該採掘権については、改正後の第三十五条第一号中「交付金の交付の申請の日」とあるのは「採掘権の売渡しの申込みの日」と読み替えて、同号の規定を適用する。

4 前項に規定する場合において、当該採掘権者が同項の交付金の交付を受けることとなつたときは、当該採掘権の鉱区における石炭の採掘及びこれに附属する選炭その他の業務に従事していた鉱山労働者については、改正後の第三十五条の七第一項中「その売渡しの申込みの日又はその交付金の交付の申請の日」とあるのは「その売渡しの申込みの日」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 事業団がこの法律の施行前に第三十六条の十三の規定により締結した保証契約に基づいて当該債務者に代つて弁済すべき金額については、改正後の第三十六条の十七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 事業団は、採掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者が日本国有鉄道から昭和三十七年一月一日からこの法律の施行の日の前日までに石炭の運賃（連絡運輸（直通運輸を含む）を行なう場合の運賃を含む。以下同じ）の延納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に対して負担する債務（元本に限る。）についても、改正後の第

三十六条の二十二第一項の規定による保証を行なうことができる。

7 事業団は、通商産業省令で定めるところにより、採掘権者若しくは租鉱権者又は石炭の販売業者が日本国有鉄道から昭和三十一年一月一日からこの法律の施行の日後二月を経過する日までに石炭の運賃の延納の取扱いを受けることにより日本国有鉄道に対して負担する債務（元本に限り、かつ、事業団が保証したものを除く。）のうち弁済が行なわれなかつたものがあるときは、その弁済が行なわれなかつた金額に相当する金額を日本国有鉄道に対して支払うものとする。

8 事業団は、前項の規定による支払の業務及びこれに附帯する業務に係る経理については、改正後の第二十六条の二第一項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる経理に係る特別の勘定において整理しなければならない。

二月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業基本法制定推進等に関する請願（第九九五号）

一、産炭地域振興に関する請願（第一〇〇九号）

一、産炭地振興措置に関する請願（第一〇一〇号）

一、産炭地振興対策に関する請願（第一〇一一号）

一、産炭地振興対策の早期確立に関する請願（第一〇一二号）

一、産炭地域振興対策予算に関する請願（第一〇一三号）

一、産炭地市町村の振興に関する請願（第一〇一四号）

一、鉱害復旧事業団の融資機能強化等に関する請願（第一〇一五号）

一、熊本県有明不知火地域の新産業都市指定に関する請願（第一〇一六号）

第九九五号 昭和三十一年一月三十日受理

中小企業基本法制定推進等に関する請願

請願者 岡山県津山市津山商工 会館所内 土居源一

紹介議員 加藤 武徳君

貿易自由化の拡大と所得倍増計画の推進とは、国際収支の悪化と金融の著しい逼迫を招来し、賃金及び物価は高騰し、求人は困難を極めるにいたつた。その影響を最も強く受けるものは、中小小工業者であり、そうでなくしてさへ万年不況にあえぎつづけている中小小工業者の前途は、まことに不安に堪えぬものがあるから、（一）中小企業基本法及び商店街法の制定推進を図ること、（二）中国縦貫高速道路建設による美作地区経済圏の変動に伴う地区内商工業の維持振興に関する根本対策の樹立とこれに対する調査予算を計上すること、（三）地区内幹線道路の整備促進を図ること、（四）中小零細企業に対する融資わくの拡大と融資条件の緩和を図ること、（五）中小零細企業に対する課税の不均衡是正を図ること、（六）国立工業専門学校地区内設置を強力に推進すること、（七）中小零細企業の福祉厚生施設の助成強化を図ること等の諸施策を実施せられたいとの請願。

第一〇九号 昭和三十七年一月三十日受理

産炭地域振興に関する請願

請願者 福岡県直方市長 向野 丈夫外十一名

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県直轄中間地域は、多年にわたり石炭産業とともに発展してきたのであるが、石炭産業の急速な衰退による閉産の続出で、炭産職業者の滞留に苦しむ失業者のちまたと化し、極度にひっ迫した市町財政とあわせて、いまや当地域は最悪の情勢下におかれているから、産炭地域振興臨時措置法の推進母体となる産炭地域振興事業団の設立後においては、産炭地域振興の最も重要な施策である工場団地の造成について当地域へ集中効率的に使用せられたい。また同法第七条に基づき工場団地に至近な幹線道路と合理的に結びつく団地進入道路の建設や水道、職業指導センター等の設置についても積極的に実施せられるとともに、炭産職業者雇用促進のための産業住宅建設、農地肥土培養事業、産業幹線道路の整備事業等についても強力に実施促進を図られたいとの請願。

第一〇一〇号 昭和三十七年一月三十日受理

産炭地域振興措置に関する請願

請願者 佐賀県議会議長 山下 徳夫外七名

紹介議員 吉田 法晴君

産炭地振興については、国会、政府当局の配慮により産炭地域振興臨時措置法の制定等諸種の施策が講ぜられたことはまことに感謝にたえないところである。関係地方公共団体としては、窮

迫した財政事情のもとに種々の施策を講じ、地域振興に鋭意努力しているのであるが、炭産合理化が更に強化されるようとしている状況にあつては、社会不安の増大と財政の切迫は必至の形勢にあるから、昭和三十七年度の予算編成にあたり、(一)産炭地域振興公団の設置、(二)総合エネルギー対策審議会

の設置、(三)競合エネルギーの規制、(四)立地条件の整備、(五)産炭地に火力発電所の設置、(六)離職者対策の拡充、(七)産炭地域振興臨時措置法の運用、(八)中小炭産に対する緊急融資の実効促進等の実現を期せられたいとの請願。

第一〇一一号 昭和三十七年一月三十日受理

産炭地振興対策に関する請願

請願者 福岡県田川市西区恵比 須通 坂田九百外 九名

紹介議員 吉田 法晴君

戦後経済復興基盤が一応安定すると、国の燃料政策は漸次転換、石炭は重油にその位置を奪われ、需要は激減の一途をたどり、産炭地は炭産職業者の多発、滞留、鉱害の続発更には関連中小

商工業者の倒産、疲弊等のため、地域住民の福祉は極度に阻害され、深刻な社会不安を醸成し真に憂慮すべき現状であるから、(一)産炭地振興対策の確立、(二)産炭地市町村の財政対策の確立、(三)炭産職業者対策の強化、(四)石炭産業の長期安定対策の確立、(五)炭産の復旧促進及び予防制度の強化等抜本的な振興施策を積極的かつ重点的に産炭地へ講ぜられたいとの請願。

第一〇一二号 昭和三十七年一月三十日受理

産炭地振興対策の早期確立に関する請願

請願者 福岡県三池郡高田町 柿原種雄外一名

紹介議員 吉田 法晴君

福岡県下の炭産所在町村においては、最近における炭産の閉産、廃山並びに企業整備による炭産税その他関係諸税の著しい減収とこれに伴って生じたおびただしい炭産職業者を中心とする失業者の対策費及び公共施設をはじめ各般の鉱害復旧費等重なる巨額の経費支出の板ばさみとなつて、その財政はまさに破局一歩手前の現状であるから、先の臨時国会で成立した産炭地域振興臨時措置法のすみやかな内付けをはじめ、炭産職業者問題の抜本的解決策並びに現に疲弊のどん底にあえいでいる産炭地市町村に対する特別交付税の増額実施等一連の産炭地振興対策を強力に推進せられたいとの請願。

第一〇一三号 昭和三十七年一月三十日受理

産炭地域振興対策予算に関する請願

請願者 福岡県知事 嶋崎多一

紹介議員 吉田 法晴君

産炭地域の窮状を打開するためには、すみやかに総合エネルギー政策を確立し、国産エネルギーとしての石炭の前進的位置づけを図り、あわせて大幅な

国家投融資を基調とする総合的地域振興施策の具体的確立が必要であると考へるが、炭産職業者対策費、産炭地振興対策費等は当面予算措置を必要とするものであるから、昭和三十七年度予算においてぜひともこれを考慮せ

られたいとの請願。

第一〇一四号 昭和三十七年一月三十日受理

産炭地市町村の振興に関する請願

請願者 福岡県嘉穂郡二瀬町 室井甲

紹介議員 吉田 法晴君

石炭産業の空前の危機により、産炭地域は、離職者の多発、鉱害の累積、事故のひん発、さらには関係住民の福祉の阻害等のため重大な社会不安を醸成し、まことに憂慮すべき現状である。また一方、産炭地市町村は炭産税、市町村民税、固定資産税等が激減する反面、失業対策費、生活保護費、鉱害復旧事業費等の特別財政需要が急激に増高し、収支にわたつて財政が圧迫され、たまたま行財政の運営が著しく阻害され、民主政治の基盤である地方自治は、まさに破局寸前の事態に直面しているから、これが対策として、(一)産炭地振興事業団を設置し、これに必要な予算措置をすみやかに講ずること、(二)産炭地市町村に、次の特例措置を講じ、財源を充実強化すること、イ炭産の閉産山、分離縮少及び関連企業の不振に伴う市町村税の減収を補てんする措置をすみやかに講ずること、ロ生活保護費の国庫負担を、施行事務費を含め、九割に増額すること、ハ失業対策事業費の国庫負担を、資材費を含め、高率負担すること、ニ炭産職業者緊急就労対策事業を全額国庫負担に改めるとともに、投資的業務としての経済効果を発揮できようよう単価の引上げを行なうこと、(三)炭産職業者とくに中高年齢層に対する雇用の安定、促進を図るとともに、広域職

第一〇一五号 昭和三十七年一月三十日受理

産炭地振興事業団の融資機能強化等に関する請願

請願者 福岡市本庄町三ノ一九 天日光一

紹介議員 吉田 法晴君

産炭地振興事業団の融資対象項目を拡大するとともに、長期的財源の確保について特別に考慮し、その機能の強化をはかること、(二)現行法では、家屋等の復旧の補助対象は、現在位置で復旧するものに限り認められていたが、現在位置での復旧ができない特別の場合は移築復旧ができるように措置すること、

(三)ポンプ施設による農地復旧方式の推進をはかること、(四)炭産が維持管理にあつてはいる鉱害上下水道、かんがい排水施設について炭産の終山の際に円滑に引継ぎができるよう、これを維持管理する機関と維持管理基金について考慮すること等の四項目に關し特段の配慮をせられたいとの請願。

第一一〇一号 昭和三十七年二月一日受理

熊本県有明不知火地域の新産業都市指定に関する請願

請願者 熊本県知事 寺本広作
紹介議員 森中 守義君

先進地域における産業、人口の過度集中、地域格差の増大に鑑み、地方における新しい産業都市の開発を促進するための立法措置が進められているが、熊本県有明不知火地域は、荒尾、玉名、熊本、宇土、八代の五市を中心に周辺十箇町村（熊本市から約三十キロ圏内）を含み、しかも、今回長州地区に有明海底の膨大な砂鉄資源を原料とする有明製鉄（株）の進出が決定し、また、従来推進中の八代地区の工業地帯開発計画も着々進んでおり、今後の飛躍的發展も期待され、中核的産業都市として適しているから、同地域を新産業都市と指定せられたいとの請願。

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国民生活研究所法案

国民生活研究所法案

国民生活研究所法

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
- 第二章 役員等（十一条—第二十条）
- 第三章 業務（二十二条—第二十三条）
- 第四章 財務及び会計（第二十四条—第三十三条）
- 第五章 監督（第三十四条—第三十五条）

第六章 雑則（第三十六条—第三十八条）

第七章 罰則（第三十九条—第四十一条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 国民生活研究所は、国民生活に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行ない、及びその成果を普及し、もつて国民生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

(法人格)

第二条 国民生活研究所（以下「研究所」という。）は、法人とする。

(事務所)

第三条 研究所の事務所は、東京都に置く。

(資本金)

第四条 研究所の資本金は、一億円と研究所の設立に際し政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 政府は、研究所の設立に際し、前項の一億円を出資するものとする。

3 研究所は、必要があるときは、経済企画庁長官の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

4 政府は、前項の規定により研究所がその資本金を増加するとき、は、予算で定める金額の範囲内において、研究所に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第五条 研究所は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

い。
2 研究所は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第六条 政府以外の出資者（第三十六条第二項並びに第三十七条第一項及び第二項を除き、以下「出資者」という。）は、その持分を譲渡することができる。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、研究所その他の第三者に対抗することができない。

(定款)

第七条 研究所は、定款をもって次の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金、出資及び資産に関する事項
- 五 役員、参与及び会議に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 会計に関する事項
- 八 公告に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 2 定款の変更は、経済企画庁長官の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

第八条 研究所は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない。

ばならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第九条 研究所でない者は、国民生活研究所という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）及び第五十条（法人の住所）の規定は、研究所に準用する。

第二章 役員等

(役員)
第十一条 研究所に、役員として、会長一人、所長一人、理事二人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十二条 会長は、研究所を代表し、その業務を総理する。

2 所長は、研究所を代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐して研究所の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長及び所長を補佐して研究所の業務を掌理し、会長及び所長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び所長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、研究所の業務を監査する。

(役員の内命)

第十三条 会長、所長及び監事は、経済企画庁長官が任命する。

2 理事は、経済企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

(役員の内命)

第十四条 会長、所長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の内命は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の内命)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長
- 二 政府又は地方公共団体の職員（教育公務員で政令で定める者及び非常勤の者を除く。）

を受けて、会長が任命する。

(役員の内命)

第十五条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の内命)

第十六条 経済企画庁長官又は会長は、それぞれの任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 経済企画庁長官又は会長は、それぞれの任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

(役員・兼職禁止)

第十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済企画庁長官の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八条 研究所と会長又は所長との利益が相反する事項については、会長及び所長は、代表権を有しない。この場合には、監事が研究所を代表する。

(参与会)

第十九条 研究所に、参与会を置く。

2 参与会は、会長の諮問に応じ、研究所の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3 参与会は、前項の事項に関し、会長に意見を述べることができ

4 参与会は、参与二十人以内で組織する。

5 参与は、研究所の業務に関し学識経験を有する者のうちから、経済企画庁長官の認可を受けて、会長が任命する。

6 参与の任期は、二年とする。

7 参与は、再任されることができ

(職員の任命)

第二十条 研究所の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第二十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第二十二条 研究所は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 国民生活の実情及び動向に関する基礎的かつ総合的な調査研究を行なうこと。

二 国民生活に関する情報及び資料を収集すること。

三 前各号に掲げる業務に係る成果を普及すること。

四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務

2 研究所は、前項第四号に掲げる業務を行なうときは、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

第二十三条 研究所は、委託に基づいて前条第一項各号に掲げる業務を行なうことができる。この場合においては、あらかじめ経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

第四章 財務及び会計

(事業年度)
第二十四条 研究所の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
第二十五条 研究所は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)
第二十六条 研究所は、毎事業年

度、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後二月以内に経済企画庁長官に提出して、その承認を受けなければならない。

2 研究所は、前項の規定により財務諸表を経済企画庁長官に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)
第二十七条 研究所は、第二十五条の認可又は前条第一項の承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を投資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)
第二十八条 研究所は、毎事業年度、経営上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 研究所は、毎事業年度、経営上損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第二十九条 研究所は、経済企画庁長官の認可を受けて、短期借入金

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しな

ればならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、経済企画庁長官の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えられた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)
第三十条 研究所は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他経済企画庁長官の指定する有価証券の取得

二 銀行への預金又は郵便貯金

三 信託会社又は信託業務を行なう銀行への金銭信託

(財産の処分等の制限)
第三十一条 研究所は、総理府令で定める重要な財産を譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)
第三十二条 研究所は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、経済企画庁長官の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(総理府令への委任)
第三十三条 この法律に規定するもののほか、研究所の財務及び会計に關し必要な事項は、総理府令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十四条 研究所は、経済企画庁長官が監督する。

2 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(報告及び検査)
第三十五条 経済企画庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対して報告を求め、又はその職員に研究所の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(出資者原簿)
第三十六条 研究所は、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所
二 出資の引受け及び払込みの日
三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)
第三十七条 研究所は、解散した場合において、その債務を弁済して

なお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、研究所の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十八条 内閣総理大臣は、第三十一条又は第三十三条の総理府令を定めようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

2 経済企画庁長官は、次の場合には、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四象第三項、第七象第二項、第二十五象、第二十九象第一項若しくは第二項又は第三十一条の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十六象第一項又は第三十二条の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十象第一号の規定による指定をしようとするとき。

(罰則)

第三十九象 第三十五象第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした研究所の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十象 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした研

究所の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により経済企画庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第八象第一項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。

三 第二十二象第一項に規定する業務以外の業務を行なったとき。

四 第三十象の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十四象第二項の規定による経済企画庁長官の命令に違反したとき。

第四十一象 第九象の規定に違反して国民生活研究所という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

昭和三十七年二月二十三日印刷

昭和三十七年二月二十四日発行

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

第二条 経済企画庁長官は、研究所の会長、所長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、所長又は監事となるべき者は、研究所の成立の時に、この法律の規定によりそれぞれ会長、所長又は監事に任命されたものとする。

第三条 経済企画庁長官は、設立委員を命じて、研究所の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、経済企画庁長官の認可を受けなければならない。この場合において、経済企画庁長官が認可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

第四条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府以外の者に対し研究所に対する出資を募集しなければならない。

2 設立委員は、前項の募集が終わったときは、経済企画庁長官に対し設立の認可を申請しなければならない。

第五条 設立委員は、前条第二項の認可を受けたときは、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

2 設立委員は、出資金の払込みがあった日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第六象 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七象 研究所は、設立の登記をすることによって成立する。

(社団法人国民生活研究所からの引継ぎ)

第八象 昭和三十四年九月四日に設立を許可された社団法人国民生活研究所(以下この条において「社団法人国民生活研究所」という。)は、定款で定めるところにより、設

立委員に対して、研究所においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 設立委員は、前項の規定による申出があったときは、遅滞なく、経済企画庁長官の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があったときは、社団法人国民生活研究所の一切の権利及び義務は、研究所の成立の時において研究所に承継されるものとし、社団法人国民生活研究所は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により社団法人国民生活研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(経過規定)

第九象 この法律の施行の際現に国民生活研究所という名称を使用している者は、この法律施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第九象の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十象 研究所の最初の事業年度は、第二十四象の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十八年三月三十一日に終わるものとする。

第十一象 研究所の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十五象中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「研究所の成立後遅滞なく」とする。

(登録法の一部改正)

第十二象 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九象第七号中「理化学研究所」の下に、「国民生活研究所」を、「理化学研究所法」の下に、「国民生活研究所法」を加える。

(所得税法の一部改正)

第十三象 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三象第一項第十号中「日本観光協会」の下に、「国民生活研究所」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十四象 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五象第一項第六号中「日本観光協会」の下に、「国民生活研究所」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十五象 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二象の五第一項第六号中「日本観光協会」の下に、「国民生活研究所」を加える。

(経済企画庁設置法の一部改正)

第十六象 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七象第七号の次に次の一号を加える。

七の二 国民生活研究所に関すること。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局